

第 1 号訪問事業重要事項説明書

＜令和 年 月 日現在＞

1 事業の目的と運営方針

介護保険法に基づく第一号訪問事業（以下「第一号訪問事業」という。）の適正な運営および利用者に対する適正な第一号訪問事業の提供を確保するため必要な事項を定め、第一号訪問事業にあたっては要支援状態にある在宅高齢者または事業対象者の継続的な介護支援を目的とします。

当該利用者の心理・身体・環境等の特性を踏まえて利用者の日常生活能力に応じて援助を行う自立支援サービスを基本方針とします。

事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

2 第一号訪問事業についてのサービス相談窓口

電話 093-617-5773（午前8時30分～午後5時30分、日曜休館）

3 事業者の概要

（1）事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業者名	倫尚会ホームヘルプステーション オアシス
所在地	北九州市八幡西区馬場山東1丁目3番22号
管理者の氏名	藤壺 英理
電話番号	(093) 617-5773 FAX (093) 618-8455
事業者指定番号	4070700358
サービス提供地域	八幡西区・八幡東区

（2）事業者の職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	計	職務の内容
管理者	—	1名	—	1名	業務の一元的な管理
サービス提供責任者	介護福祉士	1名	2名	3名	利用申し込み調整 訪問介護員指導
訪問介護員	介護福祉士 ヘルパー2級	— —	3名 3名	3名 3名	訪問介護 保険外サービス

(3) サービス提供の時間帯

事業所営業日	月曜日から土曜日まで（祝日含む）
事業所営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供日	月曜日から日曜日まで（祝日含む）※休業日はありません
サービス提供時間	午前7時00分から午後8時00分まで

4 サービスの内容

(1) 身体介護（予防給付型）

- ① 食事介助 ② 入浴介助 ③ 排泄介助 ④ 清拭 ⑤ 体位変換
⑥ 着脱介助 ⑦ 整容介助

(2) 生活援助（予防給付型・生活支援型）

- ① 調理 ② 掃除 ③ 洗濯 等

5 利用料金

北九州市が定める基準によるものであり、第一号訪問事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

5-1 介護報酬告示額（北九州市予防給付型訪問サービス）

基本単位（1月当たり）

	週1回	週2回	週3回
要支援1・事業対象者	1,176	2,349	—
要支援2	1,176	2,349	3,727
初回加算	200	200	200

(2) その他の費用

交通費

前記3の(1)のサービスを提供する地域への訪問にかかる交通費は無料です。

それ以外の地域の方は、当事業所の従業者がお伺いする為の交通費の実費が必要になります。

1月当たりの利用料金		
基本単位	処遇改善加算Ⅰ	地域加算
$\left(\quad + \quad \right) \times 10.21 =$		

※ 上記金額は基本単位と基本単位に介護職員処遇改善加算(24.5%)をかけた単位を合計し、地域加算（1単位=10.21）をかけて計算したものです。

5-2 介護報酬告示額（北九州市生活支援型訪問サービス）

基本単位（1月当たり）

	週1回	週2回	週3回
要支援1・事業対象者	921	1,840	—
要支援2	921	1,840	2,762

（2）その他の費用

交通費

前記3の（1）のサービスを提供する地域への訪問にかかる交通費は無料です。

それ以外の地域の方は、当事業所の従業者がお伺いする為の交通費の実費が必要になります。

1月当たりの利用料金		
基本単位 (	処遇改善加算Ⅰ +)	地域加算 ×10.21=

※ 上記金額は基本単位と基本単位に介護職員処遇改善加算(24.5%)をかけた単位を合計し、地域加算（1単位=10.21）をかけて計算したものです。

5-3 その他

（1）サービスが介護保険の適用を受ける場合は、原則としてサービス費の1割〔2割〕【3割】をお支払いいただきます。

（2）サービスが介護保険の適用を受けない部分については、サービス費全額（10割）をお支払いいただきます。

（3）保険料の滞納などにより、サービス費の1割〔2割〕【3割】の「利用者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。

（4）利用者負担金のお支払い方法

利用者は、下記の方法により、お支払い下さい。

☐ 自動口座引き落とし（毎月20日）

郵便貯金				
普通	口座名義人	倫尚会ホームヘルプステーション「オアシス」		
	記号	1 7 4 6 0	番号	6 7 9 2 1 6 7 1

（５）領収書の発行

事業者は、利用者から利用者負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

６ サービス利用にあたっての留意事項

- ① 利用者又はその家族は、体調の変化があった場合には事業所の職員にご連絡ください。
- ② 事業所では、原則として利用者宅の鍵のお預かりはいたしません。鍵の取り扱いについては、利用者又は家族と相談させていただきます。
- ③ 職員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- ④ 事業所内での金銭及び食物のやりとりは、ご遠慮ください。
- ⑤ 利用者、その家族または身元保証人等の禁止行為
 - ・職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
 - ・職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 - ・職員に対するセクハラ（性的要求、好意的態度の要求等、性的いやがらせ）

７ 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡等必要な措置を講じます。

主治医等の連絡先をご記入ください。

主治医	氏 名 (病院名)		介護予防 支援事業者 電 話	
	電 話			

ご家族の緊急時連絡先をご記入ください。

ご家族 ①	氏 名		ご家族 ②	氏 名	
	電 話			電 話	

８ 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

９ 身体拘束の廃止

当ホームヘルプステーションは、ご利用者の行動を制限するような身体拘束は、一切行いません。

10 個人情報保護について

事業所が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、基本規則等に従い、個人情報の保護を図ります。

11 心身の状況の把握

サービスの提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。

12 居宅介護支援事業者等との連携

サービスの提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

13 ハラスメント対策

事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置をします。

2 利用者、その家族または身元保証人等からの事業所やサービス従事者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスのご利用を一時中止及び契約を解除させていただく場合があります。

14 虐待防止の為の措置

事業者は、虐待防止又は再発防止の為の措置として必要な措置を講じます。

- ①虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催し、その内容を職員に周知徹底します。
- ②虐待防止の為の指針を整備します。
- ③職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ④サービス提供中に、職員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見又は相談を受けた場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

15 衛生管理及び感染症対策

事業者は、利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生又はまん延しない為に必要な措置を講じます。

- ①感染予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催し、その内容を職員に周知徹底します。
- ②感染予防及びまん延防止の為の指針を整備します。
- ③職員に対して、感染予防及びまん延防止の為の定期的な研修及び訓練を実施します。

16 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害発生時において、サービス提供の継続的な実施及び非常時の体制で早期業務再開を図る為の計画を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

①職員に対して、業務継続計画について周知するとともに、定期的な研修及び訓練を実施します。

②定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17 損害賠償責任保険

賠償すべき万一の事故が発生した場合に備え、下記の損害賠償責任保険に加入しています。

保険会社	あいおいニッセイ同和損保
保険内容	介護保険・社会福祉事業者総合保険 ● 基本補償（対人賠償・対物賠償・受託物賠償）

18 第三者による評価の実施状況等

第三者評価の実施有無		なし	
実施機関名		—	
実施年月日	—	結果の公表	—

19 相談窓口、苦情対応

★サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所の ご利用相談室 (617-5773)	窓口担当者	貞荊 久子
	ご利用時間	毎日 午前8時30分～午後5時30分
	ご利用方法	電話 午前8時30分～午後5時30分
		面接 午前8時30分～午後5時30分
		苦情箱（事務所前に設置）

★公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

八幡西区役所 保健福祉課	所在地	北九州市八幡西区黒崎三丁目 15-3 コムシティ 4階
	電 話	0 9 3 - 6 4 2 - 1 4 4 6
八幡東区役所 保健福祉課	所在地	北九州市八幡東区中央 1-1-1
	電 話	0 9 3 - 6 7 1 - 6 8 8 5
福岡県国民健康保険 団体連合会	所在地	福岡市博多区吉塚本町 1 3 番 4 7 号
	電 話	0 9 2 - 6 4 2 - 7 8 5 9
福岡県運営適正化 委員会	所在地	春日市原町 3 丁目 1 番地 7
	電 話	0 9 2 - 9 1 5 - 3 5 1 1

20 事業者（法人）概要

名称・法人種別	社会福祉法人 倫尚会	
代表者名	浦部 倫太	
法人所在地・連絡先	北九州市八幡西区馬場山東一丁目3番22号 TEL：093（617）5773 FAX：093（618）8455	
法人運営事業所	サービスの種類	介護保険事業所番号
特別養護老人ホーム倫尚園	特別養護老人ホーム	4070700119
	短期入所生活介護	
倫尚園デイサービスセンター	通所介護	4070700127
倫尚園在宅介護支援センター	居宅介護支援	4070700028
倫尚会ホームヘルプステーションオアシス	訪問介護	4070700358
特別養護老人ホーム第二倫尚園	地域密着型特別養護老人ホーム	4070701695
グループホーム倫尚園	認知症対応型老人共同生活介護	4070701760
養護老人ホーム倫尚園	養護老人ホーム	—

令和 年 月 日

第1号訪問事業の開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

<事業者>

所在地 北九州市八幡西区馬場山東1丁目3番22号

事業者名 倫尚会 ホームヘルプステーション「オアシス」

管理者名 藤 壺 英 理 印

<説明者>

所 属 倫尚会 ホームヘルプステーション「オアシス」

氏 名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から生活支援型サービスについて重要事項説明を受けました。

<利用者>

住 所

氏 名 印

<利用者代理人（選任した場合）>

住 所

氏 名 印